

政策分野40 公共施設

目指す姿		
適切な公共施設の環境のもと、最適な公共サービスが提供されているまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	公共施設マネジメントの推進	  
	すべての公共施設等を対象として、その現状、利用状況等について市民との情報共有を図り、それらの維持や有効活用などについて検討を進めます。また、安全で適切な環境を持った施設の管理運営と財政負担の低減・平準化といった総合的かつ計画的なマネジメントを進め、社会状況の変化に応じた適切な施設サービスを提供します。	
施策2	市有財産の利活用	
	土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進めます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	市有建築物の耐震化率				%	耐震性能有建築物／（防災上重要建築物＋特定建築物）
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	安心・安全な公共施設サービスの提供を目指し、計画的に市有建築物の耐震化を進めていく必要がある。
	実績	93.8%	94.3%	94.3%	-	
	達成率	98.7%	99.2%	99.2%	-	

2 施策の評価

施策1	公共施設マネジメントの推進
主な取組状況と成果	【1】「公共施設等総合管理計画」等の策定 ・公共施設マネジメントを推進するにあたり、平成28年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、全ての公共施設等の総合的かつ計画的な整備や管理、有効活用などの方向性を示している。 ・また、平成30年度に策定した「公共施設保全計画」や、令和3年度に策定した「公共施設再編プラン」を実施計画として位置づけ、施設・機能の将来のあり方や各施設の整備の考え方、改修・更新の予定等を示している。 【2】公共施設マネジメントの推進体制 ・「公共施設等総合管理推進本部（部長級）」を中心とする全庁的な体制のもと、PDCAサイクルを踏まえた総合的な公共施設等のマネジメントを推進している。 ・また、推進本部の下部組織である「公共施設等総合管理推進会議（副部長級）」が主体となり、長期的視点で「施設評価」を作成し、その結果に基づき、施設再編の検討や、総合調整、計画保全までを総合的かつ計画的に推進している。 【3】施設再編、利活用の取組 平成30年度から、湊、北会津、河東の3地区において、大学等関係機関と連携しながら、地域活動の拠点となる施設・機能の再編を検討するため、地域組織を主体とした住民ワークショップを開催するなど、地域別の施設再編に向けた取組を進めている。また、令和3年度からは、地域課題の解決や地域活性化につながる公共施設の利活用等を推進するため、市民公益活動団体とともに行仁地区等においても、施設再編に向けた取組を進めている。 【4】公共施設の長寿命化・省エネ化・耐震化の推進 建物系公共施設の長寿命化や省エネ化、耐震化、ユニバーサルデザインへの対応を進めており施設の安全性や機能性の確保と利便性の向上を図っている。
課題認識と今後の方針・改善点	■課題認識 【1】「公共施設等総合管理計画」の推計データによると、施設の多くは老朽化が進んでおり、予防型の計画的な維持保全に加え、維持整備コストの縮減や平準化、施設・機能の再編、管理運営方法の改善等による施設総量の見直しが必要な状況である。 【2】大規模地震時に防災・救護活動の拠点となる施設は早期の耐震化が求められている。 【3】施設総量の最適化やより良い公共施設サービスのあり方について検討するにあたり、施設の利用者や地域住民とともに、地域や施設の現状、将来像などを共有する必要がある。 【4】効率的で効果的な施設整備や維持管理等を進め、財政負担の低減、平準化へ取り組むため、民間事業者の資金やノウハウ等を活用するPPP/PFI手法の導入を推進する必要がある。 【5】工事の良好な品質や出来形を確保する必要があることから、適切な工事監理を実施する必要がある。 ■今後の方針・改善点 【1】「公共施設等総合管理計画」に基づくマネジメントの推進 ・施設再編の実施計画である「公共施設再編プラン」に基づき、用途別や地域別での施設総量の最適化や更なる有効活用に向けた取組を進める。 ・施設を計画的かつ適切に維持管理していくため、予防型の計画的な維持保全、ライフサイクルコストの低減などに加えて技術的視点を踏まえた取組を進め、施設カルテや施設データの分析等に業務システムを活用し、より効率的・効果的な業務の推進を図る。 ・「公共施設等総合管理計画」並びに、「公共施設保全計画」及び「公共施設再編プラン」については、令和8年度をもって計画期間が終了となるので、今後も限られた財源の中で、公共施設等の維持管理や公共サービスの提供を適切に行っていく必要があることから、地域や施設の現状等を適切に把握しながら、計画見直しを図っていく。 【2】市民との情報共有・参画の推進 ・「施設カルテ」の公表を通じ、市民と公共施設の現状について情報を共有し、市HPやワークショップ等の開催等により、公共施設マネジメントの考え方について継続的に周知を図っていく。 ・施設再編等の検討にあたっては、計画の検討段階から、地域住民や関係機関等の参画を得て、将来のまちづくりを踏まえた施設のあり方や管理運営方法について検討していく。 ・行仁地区と門田地区においては、令和3・4年度に開催した「未来につなげる地域の活動拠点づくり事業」の成果を基に、地域住民と協働しながら、地域課題解決につながる公共施設の有効活用等を推進していく。 【3】官民連携（PPP/PFI）手法の導入推進 ・公共施設等の整備や複合化、維持管理等において、「優先的検討規程」に基づき従来型手法に優先してPPP/PFI手法の導入を検討し、施設の有効活用や効率的で最適な公共サービスの提供を図る。 【4】公共施設の維持保全の適正化 ・施設の改修・更新にあたっては、コスト縮減や費用対効果を検証し、財政負担の低減・平準化を図りながら施設の維持保全の適正化に取り組んでいく。 ・引き続き、技術職員の専門的な視点からの適切な工事監理を実施していくとともに、市民の共有財産である公共施設の品質を確保する。

施策2	市有財産の利活用
主な取組状況と成果	・市有財産管理については、平成24年2月に「市有財産利活用基本方針」を策定し、未利用財産の公平、公正で透明性のある利活用の推進を図ってきた。 ・追手町第二庁舎については、新庁舎供用開始後においても、各種事務対応を確実に実施するため、施設の一部を執務室として利用している。グラウンドについては、イベント時や観光繁忙期の臨時駐車場等としても使用している。
課題認識と今後の方針・改善点	・市有財産の更なる利活用に向けて、未利用財産の状況把握及び境界確認等の条件整備を行いながら、公共施設マネジメントの取組とも連携し、売却等の有効活用を進めることが必要である。 ・また、市有財産（普通財産）の立木や構造物等の適正な維持管理が求められている。今後も、「市有財産利活用基本方針」に基づき、必要に応じて個別案件ごとの利活用方針を決定し、未利用財産の解消、有効活用を図る。あわせて、公共施設マネジメントの取組と連携しながら、市有財産の更なる利活用に努める。 ・追手町第二庁舎については、栄町第一庁舎改修工事に伴う建設部の仮庁舎として使用していくほか、当面は、執務室の補完等を目的とした暫定的な利用を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
42-1	健全な財政運営	財務部・財政課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果 ・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設保全計画及び公共施設再編プランを策定し、各施設の整備方針に沿って、令和3年度の事業から技術的な視点による優先度の評価を行い、令和3年度から令和6年度までに410件を事業化し、耐震化や長寿命化、省エネ化等を図りながら適切な公共施設の維持整備を実施してきた。 ・地域課題の解決や地域活性化につながる活動拠点の整備については、湊地区における公共施設の機能集約化や公共施設での各種イベントの開催など、地域住民との協働による公共施設の再編・利活用の取組みを実施してきた。 ・「市有財産利活用基本方針」に基づき、個別案件ごとの利活用方針を決定し、未利用財産の解消、有効活用を図ってきた。また、公共施設マネジメントの取組と連携し、その資産価値を最大限に活かす利活用を進めてきた。 ○課題 ・限られた財源を有効に活用しながら、公共施設等の維持管理や公共サービスの提供を適切に行っていく必要があることから、地域や施設の現状等を十分に把握し、市民協働による施設の再編・利活用の検討を行い施設総量の最適化を図る取組を進める必要がある。 ・また、その取組の推進にあたっては、公共施設がまちづくりの基盤であることや公共施設マネジメントの実践が安定した財政運営の継続に寄与する重要なことを踏まえ、公共施設マネジメントの考えやその取組を広く浸透させることが重要である。

5 最終評価

政策分野40「公共施設」の推進にあたっては、公共施設等を適切に維持管理し、市民の皆さんの安全安心な利用を図るため、優先度を判断しながら計画的な施設の維持保全に取り組むとともに、維持整備コストの縮減や平準化、施設・機能の再編等による施設総量の最適化に取り組んでいく。また、市有財産の利活用については、引き続き、市有財産利活用基本方針に基づき、未利用財産の解消及び有効活用を図っていく。
--

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 公共施設マネジメントの推進							
1		◎	基本目標3	11.3	公共施設マネジメントの推進	継続	財務部・公共施設管理課
2		◎		13.1	公共施設の設計積算及び発注・工事監理事務	継続	財務部・公共施設管理課
施策2 市有財産の利活用							
1					市有財産管理事務	継続	総務部・総務課
2					追手町第二庁舎暫定利活用	継続	総務部・総務課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり

基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出

基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり

基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 公共施設マネジメント

1	事業名	公共施設マネジメントの推進		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・公共施設管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「公共施設等総合管理計画」に基づき、本市が所有・管理する全ての公共施設等の現状を総括的かつ横断的に把握・分析したうえで、公共施設等の適正な配置や長寿命化、効果的・効率的な管理運営を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,582	1,441
			所要一般財源	1,582	1,441
概算人件費			11,453	11,673	
取組状況と 成果	・令和3年度に「公共施設再編プラン」を策定し、用途別及び地域別での施設・機能の将来のあり方や各施設の整備の考え方、改修・更新の予定等を示すとともに、再編プランに合わせて「公共施設等総合管理計画」と「公共施設保全計画」を改定した。 ・湊、北会津、河東地区において、地域活動の拠点となる施設や地域別の施設再編に向けた取組を進めており、令和3年度から行仁地区等においてもワークショップ等を開催し、小学校施設の有効活用の実現など、地域の課題解決に取り組んでいる。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・施設の多くは老朽化が進んでおり、予防型の計画的な維持保全に加え、維持整備コストの縮減や平準化、施設・機能の再編、管理運営方法の改善等による総量の見直しが必要な状況である。 ・施設総量の最適化や更なる有効活用、施設の長寿命化や市民サービスの向上を進めるとともに、施設再編等にあたっては、施設のあり方や利活用等を検討し、令和9年度に向けて計画の見直しを図っていく。また、官民連携手法の導入推進に向けた取組等を進めていく。				
2	事業名	公共施設の設計積算及び発注・工事監理事務		法定／自主	自主
	担当部・課	財務部・公共施設管理課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	「公共施設保全計画」と「公共施設再編プラン」による建物系公共施設の維持整備の実施計画を踏まえ、適切な設計・工事監理を通じて、維持整備コストの適正化と利用者の安全性や利便性の向上を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,659	2,915
			所要一般財源	4,659	2,915
			概算人件費	122,158	108,948
	取組状況と 成果	・建物系公共施設の建築・設備改修による長寿命化や省エネ化、耐震補強による耐震化、ユニバーサルデザインへの対応を進めてきており、施設の安全性や機能性の確保と利便性の向上を図っている。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・大規模地震時に防災活動等の拠点となる施設の耐震化が求められている。また地球温暖化対策として施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が必要である。 ・施設の改修・更新では、コスト縮減や費用対効果を検証し財政負担の低減・平準化を図りながら施設の適切な維持保全に取り組んでいくとともに、将来の施設整備や管理運営について、官民連携手法の導入に向け検討を進める。また、技術職員の専門的な視点からの適切な工事監理を実施することで、公共施設の品質を確保する。				

施策2 市有財産の管理

1	事業名	市有財産管理事務		法定／自主	自主	
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	土地や建物などの市有財産が持つ経済性を最大限発揮するよう、適正管理と有効活用を進める。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	6,247	7,900	
			所要一般財源	6,247	7,900	
概算人件費			13,904	13,904		
取組状況と 成果	市有財産管理については、平成24年2月に「市有財産利活用基本方針」を策定し、未利用財産の公平、公正で透明性のある利活用の推進を図ってきた。					
課題認識と 今後の方針・改善点	市有財産の更なる利活用に向けて、未利用財産の状況把握及び境界確認等の条件整備を行いながら、売却等の有効活用を進める。また、市有財産の立木や構造物等の適正な維持管理が求められている。今後も、「市有財産利活用基本方針」に基づき、個別案件ごとの利活用方針を決定し、未利用財産の解消、有効活用を図る。あわせて、公共施設マネジメントの取組と連携しながら、市有財産の更なる利活用に努める。					
2	事業名	追手町第二庁舎暫定利活用		法定／自主	自主	
	担当部・課	総務部・総務課		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	新庁舎供用開始後における追手町第二庁舎の仮庁舎としての活用終了後の暫定的な利活用のあり方について、検討していく。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	3,000	3,500	
			所要一般財源	3,000	3,500	
			概算人件費	773	1,545	
	取組状況と 成果	平成19年10月に県から譲渡を受けた旧校舎については、平成19年度から中央公民館代替施設や選挙管理委員会事務局等として、平成23年4月からは大熊町役場会津若松出張所として利用してきた。令和2年6月からは、新型コロナウイルス感染症防止対策として、サテライトオフィスとして利用してきた。令和4年5月からは、庁舎整備に伴う追手町第二庁舎として使用してきた。新庁舎供用開始後においても、施設の一部を執務室の補完として暫定的に利用している。 グラウンドについては、イベント時や観光繁忙期の臨時駐車場等としても使用している。				
	課題認識と 今後の方針・改善点	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想を踏まえ、今後の追手町第二庁舎の暫定的な利活用のあり方について、検討していく必要がある。 今後は、栄町第一庁舎改修工事に伴う建設部の仮庁舎として使用していくほか、当面は、執務室の補完等を目的とした暫定的な利用を行っていく。				